

# 芳賀台地土地改良区職員服務規程

## 第1章 総則

第1条 職員の服務に関しては、法令及び定款、規約、諸規程並びに総代会の議決に従うほか、この規程に定めるところによる。

第2条 職員は、芳賀台地土地改良区(以下「本土地改良区」という。)設立の趣旨を理解し、本土地改良区の目的達成のために忠実に勤務し、土地改良区業務の能率の向上、本土地改良区の発展に寄与することを使命としなければならない。

第3条 職員は、上司の指示に従い土地改良区の秩序を保持し、互いに協力して、その職務を遂行しなければならない。

第4条 職員が故意又は重大な過失により、本土地改良区に損害を及ぼしたときは、理事長は期限を定めて、その損害を弁償させなければならない。ただし、避けることのできない事故の場合は、監事の同意を得て、弁償の責任の免除することができる。

## 第2章 服務

第5条 職員が退職した場合は、その担任事務について、速やかに引継ぎを行わなければならない。

第6条 職員は、理事長の許可を得なければ、他の団体の役職員となり、又は他の職務に従事することができない。

2 職員は、次の各号に該当する場合においては、予め理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前各号に規定する場合を除くほか、理事長が特に必要と認めた場合

第7条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第8条 職員は、理事長の許可を得なければ、文書、備品、その他を外部に持出し、もしくは職員以外の者に披見又は貸与してはならない。

第9条 職員が出張を命じられ、用務を終わり帰所したときは、速やかに文書をもって復命しなければならない。ただし、軽易な用務については、口頭をもって復命することができる。

第10条 職員は、本土地改良区事務所又はその付近に非常事態が起ったときは、直ちに出所し、上長の指揮に従わなければならない。

第11条 職員は、改名、その他身分に異動があったとき、又は住所を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

## 第3章 執務時間

第12条 職員の執務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。

第13条 理事長が必要があると認めるときは、前条の執務時間の範囲内で、執務時間を変更することがある。

## 第4章 出勤・遅刻・早退

第14条 職員が、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならない。

第15条 遅刻・早退又は執務時間中外出しようとするときは、予め理事長又は所屬長の許可を受け、その余裕のない時は、事後速やかに届出なければならない。

## 第5章 休日及び休暇

第16条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く)

第17条 職員には、別表による休暇を与える。

第18条 職員が前条の休暇を受けようとするときは、休暇承認簿を提出しなければならない。ただし、年次休暇及び忌引を除くほか、引続き7日以上の休暇を受けようとするときは、医師の証明書等、その他執務をしない事由を十分に明らかにする書面を添えなければならない。

## 第6章 教育及び福利厚生

第19条 職員は、人格を陶冶し、知識を高め技能を鍛磨するため、教育を受けることができる。教育は、誠意をもってこれを受けなければならない。

第20条 教育期間は、勤務とみなす。

第21条 職員の福利厚生については、土地改良区の業務の許す限りにおいて、これが増進に務めるものとする。

## 第7章 衛生・災害・補償

第22条 この土地改良区は、職員に対して、毎年少なくとも1回以上健康診断を行う。

2 前項のほか、必要と認めたときは、隨時に職員の全部又は一部に対して健康診断を行うことがある。

第23条 次の疾病については、医師の診断に従い勤務させないことがある。

- (1) 精神病及び法定伝染病並びにその疑似患者
- (2) 伝染の危険ある結核性患者
- (3) 伝染の危険があつて勤務不適と認められた者

第24条 職員が、業務に起因する災害を被ったときは、治療に要する費用の一部又は全部を補償することができる。

## 第8章 嘉 賞

第25条 職員が、次の各号の1に該当するときは、これを表彰することがある。

- (1) 業務に誠実で、特に成績優秀なる者
- (2) 業務上、特に顕著な功績のある者
- (3) 精勤恪勤、技能優秀で他の模範とするに足る者

## 第9章 分限及び懲戒

第26条 職員が、次の各号の1に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) やむを得ない事業上の都合によるとき
- (2) 勤務実績がよくない場合。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又これに堪えられない場合
- (4) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

第27条 職員が、次の各号の1に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため休養180日を超えたとき。ただし、業務上の傷病及び結核性疾患にあっては1年を超えたとき
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき

第28条 休職の期間は、次の範囲内において、理事長が定める。

- (1) 前条第1号の者 3年以内
- (2) 前条第2号の者 当該刑事事件が裁判所に係属している間

第29条 職員が、次の各号の1に該当する場合においては、懲戒処分として、戒告減給、又は免職の処分をすることができる。

- (1) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 職員としてふさわしくない非行のあった場合

第30条 この規定に定めのないものについては、芳賀郡市貝町職員服務規程を準用する。

### 附 則

この規程は、平成13年4月 1日から施行する。

平成19年6月28日から施行する。

平成22年4月 1日から施行する。

別 表(第17条関係)

(1)休暇の基準

	休 暇 の 種 類	期 間
	年 次 有 給 休 暇	20日以内。ただし、年度の中途において新たに採用された職員の日数は、20日に採用以後の月数(1箇月に満たない者は1箇月とする)を12で除した数を乗じて得た日数とする。
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患	1年以内の期間
	上記以外の負傷又は疾病	180日以内の期間
特 別 休 暇	1. 選挙権その他公民権を施行する場合	必要と認める期間
	2. 証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の会議、その他の官公署へ出頭する場合	同 上
	3. 結婚休暇 4. 女子職員の生理休暇	連続する5日の範囲内の期間 必要と認める期間、ただし2日を越えることは出来ない妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月は2週間に1回、妊娠10月は1週間に1回とし、必要と認められる期間
	5. 妊娠中の職員が母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法13条に規定する健康審査を受ける場合	
	6. 6週間(多胎妊娠の場合は10週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 7. 女子職員が出産した場合	出産の日までの申し出た期間 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間
	8. 生後1年に達しない生児を育てる女子職員が、その生児の保育のために必要と認める授乳等を行なう場合	1日2回それぞれ30分以内の期間、又は1日1回60分以内の期間
	9. 職員の親族が死亡した場合(忌引き)	*別表の1に定める期間内で、必要と認める期間
	10. 父母の追悼のための特別な行事(15年以内に行われるものに限る)11. 夏季休暇の種類	1日の範囲内の期間 7月から9月までの期間において、原則として連続する3日の範囲内の期間

12. 地震、水害、火災その他 の災害により職員の現住居 が滅失した場合 13. 地震、水 害、火災その他 の災害又は交通機関の事故に より出勤することが著しく 困難な場合 14. 地震、水害、火 災その他 災害時において職員の退勤 途上における身体の危険を 回避することが困難な場合 15. 伝染病予防法により交通を 遮断され、又は隔離された 場合	7日の範囲内の期間  必要と認められる期間  同 上
	同 上

別表の 1

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係 同様の事情にある者を含む)父母	7日
子	7日
祖父母等	5日
孫	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具 の承継を受ける場合にあっては7日)
兄弟姉妹	1日
おじ又はおば等	3日
父母の配偶者又は配偶者の父母	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具 の承継を受ける場合にあっては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合 にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合 にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一にしていた場合 にあっては3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

\*年次有給休暇の繰越し

1の年における年次有給休暇の残日数が20日を越えない職員にあっては当該残日数、20日を越える職員にあっては20日とする。